

特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和8年3月27日

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務
②事務の内容	<p>札幌市では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「支援法」という。）に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。）別表の127項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、第68条に関する事務と定められている。</p> <p>また、札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号、以下「条例」という。）別表1の21の項により、子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるものにおいて個人番号を利用することができるとしている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務2 支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務3 支援法に基づく施設等利用給付の資格に関する事務4 支援法に基づく施設等利用給付の支給に関する事務5 札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	子ども・子育て支援新制度
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none">1 支援法に基づく施設型給付費等の教育・保育給付認定、施設等利用給付費の施設等利用給付認定、利用調整、入所決定、施設・事業所の認可及び確認、施設型給付費等の給付、施設等利用給付費の給付、利用者負担額の賦課・収納等を管理する。2 教育・保育給付認定、施設等利用給付認定を申請、または認定を受けた世帯の宛名情報・個人番号を管理する。3 宛名システムから送付先情報を連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他（ 庁内各業務システム ）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバ及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバ)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>8 セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (システム基盤 (市中間サーバ))</p>

システム3	
①システムの名称	システム基盤（市中間サーバ）
②システムの機能	<p>中間サーバ・プラットフォームと庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバ・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバ・プラットフォームとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバ・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ 中間サーバ・プラットフォーム、システム基盤（団体統合宛名、個人基本）、庁内各業務システム ）</p>
システム4	
①システムの名称	システム基盤（団体内統合宛名）
②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバ・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ システム基盤（市中間サーバ、個人基本） ）</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の127の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第68条、番号法第9条第2項及び条例第4条第1項 別表第一の21の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表155の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市 子ども未来局 子ども支援部 保育推進課
②所属長の役職名	保育推進課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育給付認定申請者、施設等利用給付認定申請者、教育・保育給付認定若しくは施設等利用給付認定を受けている者（過去に受けていた者を含む）及びそれらの該当者と同一世帯の世帯員等
その必要性	公平・公正な子ども・子育て支援新制度業務を行うにあたり、対象者を特定し、正確な保育認定や利用者負担額の算定に必要な範囲の特定個人情報を保有するもの
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所） [<input type="checkbox"/>] 連絡先（電話番号等） [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他（ ）
その妥当性	識別情報・連絡先情報:対象者を正確に特定するために保有 業務関係情報:正確な保育認定や利用者負担額の算定を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (各区戸籍住民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	行政運営の効率化と公平・公正な子ども・子育て支援新制度事務を行うため	
④使用の主体	使用部署 札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課 札幌市 各区 健康・子ども課	
	使用者数 [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法	<p>下記に掲げる事務の効率化及び公正化等を図るために、住民票関係情報、地方税関係情報及び福祉受給関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。</p> <p>1 支援法に基づく教育・保育給付・施設等利用給付の資格に関する事務 保育所等の利用にあたり、保育認定要件となる就労の状況等を確認する。</p> <p>2 支援法に基づく教育・保育給付・施設等利用給付の支給に関する事務</p> <p>3 札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務 保育所等の利用にあたり、保護者や家計の主宰者の市民税額や収入状況を確認し、利用者負担額(保育料)を算定する。公定価格から利用者負担額を差し引いた額が給付費として支給されることとなるため、2に関しても同様の確認が必要となる。</p>	
	情報の突合	1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年4月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <選択肢> () 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	子ども・子育て支援新制度システム運用保守業務	
①委託内容	子ども・子育て支援新制度システムの運用・保守作業の実施	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス営業本部/特定随意契約	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する [] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑥再委託事項	運用・保守に係る支援作業

委託事項2～5	
委託事項2	子ども・子育て支援事務センター運営業務に係る包括的業務
①委託内容	教育・保育給付及び施設等利用給付認定事務等
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社／公募型企画競争入札
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<札幌市における措置>

- 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
- 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
- ・ 日本国内でデータ保管している。

- 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・個人番号
- ・基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)
- ・連絡先(電話番号等)
- ・その他続柄等の住民票関係情報
- ・その他識別番号(宛名コード)
- ・保育所等入所・申込関係情報
 - ・入所申込日
 - ・入所希望期間
 - ・入所決定日
 - ・入所期間
 - ・入所希望施設
 - ・入所施設
 - ・調整指数
- ・教育・保育給付認定関係情報
 - ・教育・保育給付認定区分
 - ・教育・保育給付認定決定日
 - ・教育・保育給付認定期間
 - ・保育必要量
 - ・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など))
 - ・支給認定証交付年月日
- ・施設等利用給付認定関係情報
 - ・施設等利用給付認定区分
 - ・施設等利用給付認定決定日
 - ・施設等利用給付認定期間
 - ・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など))
- ・子どものための教育・保育給付の支給・子育てのための施設等利用給付の支給、保育料の徴収に関する情報
 - ・保護者や家計の主宰者の市民税額等、利用者負担額の算定・徴収に必要な情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号カード等と身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 子ども・子育て支援新制度業務に関する宛名情報の保存は、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 子ども・子育て支援新制度業務以外との情報連携が行われるためには、札幌市個人情報保護審議会による承認など札幌市個人情報保護条例に基づく手続きを行わなければならないこととなっている。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[<input type="checkbox"/> 行っている] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、顔認証、ID及びパスワードによる認証を行っており、一定時間操作が行われない場合、自動的にログアウトする。また、業務に応じてユーザの操作権限を制限する。
その他の措置の内容	1 職員マスタの登録・変更・削除は、保育推進課長が指定する職員に限定している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載している。
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2： 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p style="background-color: #cccccc;"> </p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他のリスク①：不正なアクセスがなされるリスク

＜札幌市における措置＞

情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制している。

その他のリスク②：情報提供用符号が不正に用いられるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。

その他のリスク③：通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク

＜札幌市における措置＞

情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

2 中間サーバーと自治体等についてはVPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。

その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。

2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<札幌市における措置> 子ども・子育て支援新制度事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
10. その他のリスク対策		
<札幌市における措置> 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月27日	I > ① > ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表の127項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、第68条に関する事務と定められている。	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 2 > システム5 > ②	3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。	3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報システム基盤(市中間サーバ)へ転送する。	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 4 > 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項、主務省令第68条、条例第4条第1項 別表第一の21の項	番号法第9条第1項 別表の127の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条、番号法第9条第2項及び条例第4条第1項 別表第一の21の項	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 5 > ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155の項	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 6 > ①	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	I > 6 > ②	施設運営課長	保育推進課長	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	II > 2 > ⑥	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	II > 3 > ④ > 使用部署	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課 札幌市 各区 保健福祉部 健康・子ども課	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課 札幌市 各区 健康・子ども課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	II > 4 > 委託事項1 > ④~⑥	④ 再委託しない ⑤ - ⑥ -	④ 再委託する ⑤ 申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。 ⑥ 運用・保守に係る支援作業	事後	本内容はリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和8年3月27日	II > 4 > 委託事項2	-	特定個人情報ファイルを取扱う委託先の追加※子ども・子育て支援事務センター運営業務に係る包括的業務	事後	本内容はリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和8年3月27日	II > 6 > 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	III > 2 > リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	III > 3 > リスク1 > リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	III > 3 > リスク2 > 具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、職員ICカードとPINコードによる認証を行っており、一定時間操作が行われない場合、自動的にログアウトする。また、業務に応じてユーザの操作権限を制限する。	システムを利用できる職員を限定し、顔認証、ID及びパスワードによる認証を行っており、一定時間操作が行われない場合、自動的にログアウトする。また、業務に応じてユーザの操作権限を制限する。	事後	重要な変更ではない (認証方法の変更)
令和8年3月27日	III > 3 > リスク2 > リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	III > 3 > リスク2 > その他の措置の内容	1 職員マスタの登録・変更・削除は、施設運営課長が指定する職員に限定している。	1 職員マスタの登録・変更・削除は、保育推進課長が指定する職員に限定している。	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	III > 4 > リスク > 規定の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 ・秘密の保持 ・複写、複製の禁止 ・目的外使用の禁止 ・資料等の返還 ・事故の場合の措置	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)

令和8年3月27日	Ⅲ > 4 > リスク > 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保> 再委託していない	<再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保> 十分に行っている <具体的な方法> 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	本内容はリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和8年3月27日	Ⅲ > 4 > リスク > リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	Ⅲ > 6 > リスク1 > リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	Ⅲ > 6 > 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	その他のリスク①: 不正なアクセスがなされるリスク <札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制している。 その他のリスク②: 情報提供用符号が不正に用いられるリスク <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。 その他のリスク③: 通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク <札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバ)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 2 中間サーバと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 3 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。 その他のリスク④: 情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。 2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	Ⅲ > 7 > リスク > ①	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	Ⅲ > 7 > リスク > リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)

令和8年3月27日	Ⅲ > 9 > 従業員に対する教育・啓発	<p>特に力を入れて行っている</p> <p><具体的な方法> <札幌市における措置> 子ども・子育て支援新制度事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>十分に行っている</p> <p><具体的な方法> <札幌市における措置> 子ども・子育て支援新制度事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	Ⅳ > 2 > ①	子ども未来局子育て支援部施設運営課	子ども未来局 子育て支援部 保育推進課課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)